

公益財団法人 高エネルギー加速器科学研究奨励会
第38回 理事会 議事録

1. 日 時 : 2024年2月1日(木) 13:30~15:30
2. 形 式 : WEB 会議(ZOOM 利用)
3. 出席者 出席理事 : 幅 淳二、山口誠哉、浅野克彦、杉山 純、長谷川和男
小関 忠
出席監事 : 古屋貴章

4. 議事の進行

議事に先立ち、事務局より次の説明があった。

- 1) 今回の理事会には奨励賞の選考についての議題があるため、選考委員会委員長の小林委員が出席していること。
- 2) 理事会をWEB会議として開始するに当たって、出席理事、監事及び小林委員の音声及び映像が共有されていることを確認すること。
- 3) 本日の理事会への理事・監事の出席は、理事6名中6名と監事1名中1名が出席しており、定足数を満たしていること。
- 4) 理事会議長は、理事会運営規則第4条により代表理事が当たることとなっていること。

5. 議事録署名人について

定款第33条第2項により、代表理事と監事が議事録署名人と規定されていることから、代表理事及び監事に議事録への記名・押印をお願いしたい旨の依頼があった。

6. 議事の経過と結果

定刻、代表理事が理事会議長として開会を宣した。

1) 決議・承認事項

第1号議案「奨励賞授賞者選考」の件

議長より、小林選考委員会委員長に説明の依頼があり、小林委員長から資料1に基づき、選考経緯及び結果について説明があった。

議長より意見、質問等を求めたところ各理事より次のような意見、質問等があった。

・しっかりと審査していたと思われる。論文文化していないものは受賞に値しないのではないかと意見にはきわめて同意できる。そのことは今後も、特に西川賞や小柴

賞に対しては継続するのか。

・また選考の結果は落選した方々には伝わるのか。

・小柴賞の音野さんたちの結果だが、“独創的な開発研究とは言えない”とあるが、ここでいう“独創的な”ということに引っかかったということか。それであればこの報告書ではその考えが見えにくいと思われる。推薦者も納得できるような表現が必要と思われる。

・今回 11 件と多かったのはいろいろな働きかけがよかったのか、奨励会の奨励賞に対して認知された結果、あるいは何か特別な工夫をした結果なのか。選考に当たっては一貫してレベルを保つことが非常に重要なので、周知の努力とともに賞についても理解してもらう仕組みなども必要と感じた。

これらの意見、質問等に対して代表理事、業務執行理事より次のような回答があった。

・西川賞と小柴賞については学術的な意義が求められていると感じていて、それを示すものとして論文があって評価されていると思うし、今回それが確認されたと思っている。

・募集要綱には西川賞と小柴賞は国際的な評価ということが明記されている。国際的な評価は査読付き論文を書いているということで今までもその考えは崩していない。

・国際的な評価が高いということを示すことには論文があれば問題ない。国際的な評価ということ、高いレベルでということに委員が同意できれば問題ないと思われる。

・選考結果は、採択、不採択どちらでも推薦者に伝えるので本人たちには伝わると思われる。

・実験自身は新しいアイデアでやられているが、装置はアトラスで使われているシリコン検出器のスペアなどを組み合わせて使っている。小柴賞は測定器の開発研究が評価の要件となっているので、実験自身が素晴らしいというだけでは評価の対象にはならないというのが委員会での結論であった。報告書には、執行部で加筆して理事の皆さんに確認していただく。

・周知については、今に始まったことではないが事務局から周知の頻度を上げるとか、周知する学会を増やしたり、いろいろな手段を講じて周知してきたのでその結果かと思われる。

質疑応答を踏まえて、議長から授賞の概要について改めて報告し、案のとおり選考するという結論でよいか賛否を求めたところ、全会一致で承認された。

第2号議案「2024年度事業計画書(案)承認」に関する件

事務局より、資料2の事業計画書(案)の説明にあたり、事業のうちの研究助成等の助成事業について、研究助成内規を改正する必要があることが分かった。については第5号議案を先に説明し審議をお願いしたい旨説明があり、その後資料5に基づいて研

究助成等内規の改正案および事業計画(案)について説明があった。

- ・内規の改正案について、助成の対象に研究費の助成もあるが、改定案では旅費だけになっている。奨励会の助成では 旅費だけに限定してしまっているのか。実績は旅費だけというのはわかるが、事業計画書の1にもあるようにいろいろな研究に出せると書いてある。内規で定めてしまうと本当にここにしか出せないような研究費が閉ざされてしまう。奨励会が行う助成は旅費だけでなく、若い研究者などが必要としているちょっとした研究的なものに対して助成してくれるという面があっているのではないのか。

- ・最近インフレが進んでおり、助成額について柔軟に考慮してほしい。

これらの意見、質問等に対して代表理事より次のような回答があった。

- ・研究費や助成額等については柔軟に考慮できるようにしていきたい。

議長は、第5号議案の「研究助成内規の一部改正案および第1号議案の「2024年度事業計画(案)」について賛否を求めたところ、全会一致で承認された。

第3号議案「2024年度収支予算書(損益計算書)(案)・正味財産増減計算書内訳表(案)、資金調達及び設備投資の見込みについて承認」に関する件
事務局より、資料3に基づき収支予算書(案)、正味財産増減計算書内訳書(案)及び資金調達及び設備投資の見込みについて次の説明があった。

- ・収支予算書(案)を作成するにあたって、今年度の執行見込み額をベースに作成したこと、経常収益の基本財産運用益の伸び、事業費及び管理費の各科目の内容について

議長より意見、質問等を求めたところ次のような意見、質問等があった。

- ・参考資料の今年度の見通しをもって収支予算書を作成していることで大変確度は高いと思うがわれる。参考資料の当期経常増減額は△694 千円となっているが収支予算書の経常増減額△70 万円と合っていないので確認すべきである。

- ・収支予算書に(損益計算書)と記載されていること、また内訳書のタイトルが正味財産増減計算書となっていることについて公認会計士に確認したほうが良い。

議長から、この意見については会計士に確認の上必要があれば修正等する旨発言があった。

議長は本件について賛否を求めたところ、全会一致で承認された。

第4号議案「第28回評議員会の招集」に関する件

事務局より、資料4に基づき評議員会の招集について説明があった。

議長は本件について賛否を求めたところ、全会一致で承認された。

第5号議案「研究助成内規の一部改正」に関する件

議長から、本件は第1号議案と一緒に審議し、承認された旨説明があった。

第6号議案「評議員選定委員会運営規則の一部改正」に関する件

事務局より、本件は第29回評議員会で評議員選定委員会運営規則第3条第3項の条文の解釈が不明確なところもあるためこの条文の解釈について明確にすること、また評議員の選任手続きに関して、他の規則等との整合性を図るために必要な規則の改正などを含めて検討するよう意見があったことを踏まえ、今回同規則の一部改正(案)を提案した旨説明があった。

事務局より、定款第11条で規定している内容で改正したい旨、また同規則の改正案について逐条ごとに説明があった。

議長より、意見等が求められたが、特に意見はなかった。

議長は本件について賛否を求めたところ、全会一致で承認された。

2) 報告事項

(1) 代表理事の業務報告について

代表理事より、資料7に基づき研究に対する助成、国際交流に対する助成、国際会議等に対する開催助成について報告があった。また今年度の奨励賞の選考結果について資料7の研究成果の褒賞に基づき報告があった。

(2) 業務執行理事の業務報告について

山口業務執行理事より、資料7の4. 研修会等の開催事業について高エネルギー加速器セミナーOHO'23の開催報告、第3回加速器施設探訪会の開催報告、インターンシップ及びレクチャーアンドコンサート「科学と音楽の饗宴」についてそれぞれ資料をもとに報告があり、これらはいずれも好評であったとのことであった。

(3) 事務局からの報告について

事務局より、資料7に基づき出版物の頒布、理事会、評議員会の開催等について、また資料8により今年度の収支決算見込み、資料9により賛助会員の状況について報告があった。

3) その他

(1) 奨励会の今後の主な行事について

事務局より、2023年度奨励賞の日程等について、また2024年度定時理事会の日程調整を行う旨報告があった。

(2) 杉山理事より、公益法人への寄付は税法上優遇されるので、ホームページに優遇される旨掲載してはどうか。

代表理事から、掲載する旨発言があった。

7. 閉会宣言

議長は 15 時 30 分に閉会を宣し解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、議長(代表理事)及び監事は記名・押印する。

2024年2月1日

公益財団法人 高エネルギー加速器科学研究奨励会

議事録署名人 議 長 代表理事 幅 淳 二 

監 事 古屋 貴章 